

# 利用補助券使用時に係る注意事項

宿泊及び会食利用補助券はそれぞれ年度内12回の利用を上限としており、愛知支部ホームページ内「諸届用紙ダウンロード」に掲載してあるファイルをダウンロードして使用してください。

補助券は各6枚×2頁綴りとなっており、利用対象者1人につき1枚必要です。

## 【宿泊利用補助券】

① 宿泊利用補助券		利用日 令和 年 月 日
組合員証番号		利用者続柄 (該当に○)
組合員氏名		・本人
利用者氏名		・被扶養者
		・その他(※1)
補助額区分 (※2) (該当に○)	A 2,000円 (4,400円以上利用時)	
	B 3,000円 (6,600円以上利用時)	
※1 続柄「その他」は県内施設のみ      コピー・譲渡厳禁		
※2 県外施設は補助Aのみ      使用期限 令和7年3月31日 公立学校共済組合愛知支部		

組合員証右上に記載の8桁を確認のうえ、記入してください。

※組合員証の発行保険者が公立学校共済組合愛知支部であるか確認してください。

県外施設は組合員と被扶養者のみ利用対象となります。同伴する3親等内の家族は利用対象外です。

組合員以外の方(続柄が本人以外)が利用する場合は、利用者の氏名を記入してください。  
(組合員本人が利用する場合は「同上」と記入)

県外施設は2,000円補助のみ対象です。3,000円の補助はありません。

## 【会食利用補助券】

1 会食利用補助券		利用日 令和 年 月 日
組合員証番号		利用者続柄 (該当に○)
組合員氏名		・本人
利用者氏名		・被扶養者
		・その他
補助額区分 (該当に○)	A 1,100円 (2,500円以上利用時)	
	B 2,000円 (4,400円以上利用時)	
コピー・譲渡厳禁		
使用期限 令和7年3月31日 公立学校共済組合愛知支部		
施設側 記入欄	証	

「会食補助利用者名簿(※)」が添付されていない場合、施設で組合員証を提示することにより本人確認とします。

※当支部HPから入手できます。

- ・「会食補助利用者名簿」を添付する場合、利用者名簿を以って利用補助対象であることの証明とするため、組合員証等の提示による本人確認は省略可。
- ・おせち購入時に会食利用補助を適用する場合、上限回数12回に含みます。(補助額上限あり)
- ・任意継続組合員(被扶養者含む)及び県外施設は利用対象外です。